

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」で寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

連番	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>今般の省令案では、法第三十五条の十六第一項第七号の経済産業省令で定める者についての規定がされております。今般の法律で新規追加された四号～六号について、とりわけ六号事業者について以下の通り、確認したいと存じます。</p> <p>法第三十五条の十六第一項六号では、「前号に掲げる者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け、クレジットカード番号等をその結び付けられた決済用情報により特定することができる状態で管理することを業とする者」と規定されております。</p> <p>前号(第五号)の事業者が、第六号事業者にカード情報の取扱いを委託している場合、当該五号事業者は「カード情報保護に関する法的義務者」に該当するものの、五号事業者自身における具体的な(法的)措置は第六号事業者に転嫁されるものと考えてよろしいでしょうか？</p> <p>尚、この場合、当該五号事業者は六号事業者におけるカード情報取扱いに関して、委託元としての管理・監督責任を負うものと認識しております。</p>	<p>改正法による改正後の割賦販売法(以下「新法」という。)第三十五条の十六第一項第五号の事業者が同項第六号の事業者に「クレジットカード番号等をその結び付けられた決済用情報により特定することができる状態で管理すること」を委託している場合には、当該委託関係を含めて、「クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置」(同項柱書)を講じているか否かが判断される。</p> <p>また、同項第五号の事業者は、同条第三項の「クレジットカード番号等取扱業者」として、「クレジットカード番号等取扱受託業者」である同条第一項第六号の事業者に対して、同条第三項に規定する措置を講じる必要がある。</p>
2	<p>現在、現行の省令第61条1項1号口によって、利用者から事前の同意を取得の上、会員ID・PASSを用いてログインした先のページで情報提供(ダウンロード機能具備)を行っている。</p> <p>当該方法において行っている情報提供は、改正後においても、各条文の口による情報提供に該当するという理解で良いか。</p>	<p>そのとおり(省令第三十六条第二項第一号口、第五十条第二項第一号口、第五十三条第二項第一号口、第五十五条第二項第一号口、第五十五条の四第一項第一号口及び第六十八条の七第一項第一号口)。</p>
3	<p>「当該記録を新たに作成するまでの間保存しなければならぬ」と記載されている文言について、「当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したとき」にあっては、当該終了の日から五年間を付加いただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、省令第三十三条の十第三項を「3 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第三十三条の八第一号の規定による調査を行ったときは、第三十三号の五第一号及び第二号に掲げる事項のうち変更があった事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、当該記録を新たに作成するまでの間(当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときにあつては、当該終了の日から五年間)保存しなければならない。』に修正した。</p>
4	<p>該当条文：第四十九条</p> <p>包括信用購入あつせん関係受領契約に関する情報の提供等は現行の法第三十条の六(準用規定)と現行の政令第二十三条(包括信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法)が削除されているようだが、情報提供方法において、電磁的方法で行う場合において、明示的な同意は不要になるという理解でよいのか。もし、明示的な同意が必要な場合において、示している条文をお知らせいただきたい。</p>	<p>今回の割賦販売法の改正では、包括信用購入あつせん業者による包括信用購入あつせん関係受領契約に関する情報の提供等の規定について、書面交付義務を情報提供義務とする改正を行った(新法第三十条の二の三第一項から第三項まで)。当該改正により、包括信用購入あつせん業者は、「書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」(省令第五十条第一項第二号、第五十二条第一項第二号及び第五十三条第一項第二号)により情報提供を行えば足りることとなるため、「情報通信の技術を利用する方法」による場合であっても、購入者又は役務の提供を受ける者の同意を取得する必要はない。</p> <p>ただ、「情報通信の技術を利用する方法」を用いて情報提供を行った場合において、購入者又は役務の提供を受ける者から書面の交付を請求された場合には、新法第三十条の二の三第四項ただし書に該当しない限り、書面を交付しなければならない点には、留意が必要である。</p>
5	<p>該当条文：第四十九条</p> <p>上記の設問に対し、電磁的方法による提供の場合で明示的な同意が不要の場合、現行で明示的な同意がない顧客においても、事前に告知する等により電磁的方法での提供が出来るかと解釈してよいのか。</p>	<p>そのとおり。</p> <p>なお、法令上、「情報通信の技術を利用する方法」(省令第五十条第一項第二号、第五十二条第一項第二号及び第五十三条第一項第二号)による情報提供について購入者又は役務の提供を受ける者の同意が不要とされている。新法施行前に、これらの者について「情報通信の技術を利用する方法」の同意がなく、これらの者に対して書面を交付していた場合において、新たに「情報通信の技術を利用する方法」により情報提供を行う場合等においては、ご意見のとおり、事前に告知する等した上で、当該情報提供を行うことが望ましい。</p>
6	<p>該当条文：第五十一条第一項の四</p> <p>法第三十条の五の規定に対する抗弁に関する事項の「に対する抗弁」が削除されているがこの趣旨は何か。</p>	<p>情報提供事項として内容の変更を行ったものではなく、他の条文と表現を合わせた修正である(省令四十九号五号参照)。</p>
7	<p>該当条文：第三十六条第二項第一号ハ、ニ</p> <p>「包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。)」閲覧ファイル(包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者又は購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイル)をいう。』について、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案の概要では、それぞれ「利用者ごとのウェブ等閲覧」「複数の利用者を対象とするウェブ等閲覧」と説明されているが、具体例を教えてください。</p>	<p>例えば、包括信用購入あつせん業者が当該業者のウェブサイトにおいて、いわゆるマイページ(利用者がID又はパスワード等を用いてログイン等することにより利用することが可能となるページをいう。本項審において同じ。)を開説して極度額等の利用者ごとに異なる情報を閲覧に供するとともに、利用者が一般的に閲覧することができるページにおいて会員登録等を閲覧に供している場合、マイページにより閲覧に供する方法が省令第三十六条第二項第一号ハに、利用者が一般的に閲覧することができるページにより閲覧に供する方法が同号ニに該当する。</p>
8	<p>該当条文：第三十六条第三項第二号</p> <p>但書きにおいて「当該提供事項を消去することができるものであること。」とあり、消去できることを条件としている趣旨は何か。</p>	<p>「当該提供事項を消去することができるものであること。」は「閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合」には、省令第三十六条第三項第二号本文の条件にかかわらず、提供事項を消去できることを示している。</p> <p>その旨を明確にするため、「…当該事項を消去することができるものであること。」を「…当該事項を消去することができる。』に修正した。</p>
9	<p>該当条文：第六十二条、第六十八条</p> <p>規則第62条に定められている認定包括信用購入あつせん業者の認定基準、及び規則第68条に定められている利用者支払可能見込額の算定の方法等の基準については、今後具体的なガイドライン等が示されるのか。</p> <p>理由：「不適正又は不十分な技術及び情報」、「不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法」といった文言が抽象的であるため。</p>	<p>省令第六十二条の認定の基準及び省令第六十八条の十三の利用者支払可能見込額の算定の方法等の基準の内容は、「割賦販売法」に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」において、その具体例等を記載することを予定している。</p>

<p>提出意見: いつも大変お世話になっております。 条文の解釈についての質問になります。</p> <p>No.1 第三十六条3の二 条文中の「消去し又は変更することができないもの」とは『削除・更新処理の禁止をシステム規約として制定することにより適切にデータ保護を行いデータの保全を行う』との解釈でよろしいでしょうか？</p> <p>No.2 同じく第三十六条3の二 条文中の「利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができるもの」とは『利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができるもの』と解釈してよろしいでしょうか？</p> <p>No.3 第五十条3の二 条文中の「消去し又は変更することができないもの」とは『削除・更新処理の禁止をシステム規約として制定することにより適切にデータ保護を行いデータの保全を行う』との解釈でよろしいでしょうか？</p> <p>No.4 同じく第五十条3の二 条文中の「購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができるもの」とは『購入者等に属する取引情報ではなく、あくまで購入者等に提供した取引提供情報について消去することができるもの』と解釈してよろしいでしょうか？</p> <p>理由 1.取引条件情報の削除・更新処理は厳格に禁止されているのが一般的であり、もし更新処理を認めてしまうとシステム運用に重大な不安定要因となるため(通常、取引条件情報はプログラムの分岐制御に使用されている) 2.取引情報の削除・更新処理についても禁止されているのが一般的であり、もし更新処理を認めてしまうと、周辺システムおよび後続システムとのデータ完全性を失う事になるため</p>	<p>No.1 省令第三十六条第三項第二号本文の「消去し又は変更することができないもの」とは、「カード等に係る取引が終了する日までの間」、同号イ又はロに掲げる事項(利用者によって適用される包括信用購入あつせん取引条件に係るものに限る。)を削除することなく、かつ当該事項に変更を加えることなく継続して閲覧に供することを意味する。</p> <p>No.2 省令第三十六条第三項第二号ただし書の「利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができるものであること。」とは、利用者の指図に基づいて当該利用者の閲覧に供した提供事項を閲覧に供しない状態にすることができることを意味する。 なお、「…当該提供事項を消去することができるものであること。」については、項番8のとおり、「…当該提供事項を消去することができる。」に修正する。</p> <p>No.3 省令第五十条第三項第二号本文の「消去し又は変更することができないもの」とは、「包括信用購入あつせん関係受領契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日までの間」、同号イ又はロに掲げる事項を削除することなく、かつ当該事項に変更を加えることなく継続して閲覧に供することを意味する。</p> <p>No.4 省令第五十条第三項第二号ただし書の「購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができるものであること。」とは、購入者等の指図に基づいて当該購入者等の閲覧に供した提供事項を閲覧に供しない状態にすることができることを意味する。 なお、「…当該提供事項を消去することができるものであること。」については、項番8のとおり、「…当該提供事項を消去することができる。」に修正する。</p>
<p>11 改正概要の中に「利用者又は購入者等による書面交付請求がなされた場合に当該義務が課されない場合として、いわゆるスマートフォン・パソコン完結型及び複数回の書面交付請求を措置」という項目がございました。 この件につきまして、サービスの対象者すべてに対していわゆるバーチャルカード(券面を発行しないクレジットカード)を発行し、そのうちの希望者にはいわゆる物理カード(券面を発行するクレジットカード)も発行するという場合も、スマートフォン等完結型に該当するような制度への改正を希望しております。また、スマートフォン等完結型の要件の1つとして「カードその他の物を交付することなく、当該利用者によりカード等…を付与すること」(第37条第2項1号イなど)、一部でも物理カードを発行するとスマートフォン等完結型に該当しないように定められた趣旨のご説明をいただけますと幸いです。</p>	<p>「産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会」令和元年十二月二十日付報告書三十一頁における以下の記載を踏まえ、物理的カードを用いないサービスをいわゆる「スマートフォン・パソコン完結型サービス」として規定した(省令第三十七条の二第二項、第五十三条の二第二項、第五十五条の二第二項、第五十五条の三第一項及び第六十八条の六第一項)。 「スマートフォン・パソコンを用いたサービスを提供する事業者や当該サービスを利用する利用者の利便性、デジタル・デバイドの観点等を踏まえ、(a)カード番号等の交付・付与時、(b)カード番号等の利用時及び(c)債務請求時に、スマートフォン・パソコンのみによって行われているサービスを「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とする。 …(略)… なお、現時点においては、以下のような場合は、上記(a)(b)(c)の少なくともいずれかの時点でスマートフォン・パソコンのみによって行われている場合とは言えず、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とはみなさない。これらの「完全電子化」については、今後、スマートフォン・パソコンの利用状況、デジタル・デバイドの観点等を踏まえ、検討を深める必要がある。 現時点において、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」に該当しないとする例 □物理的カードを同時に追加で交付する場合 □物理的カードのクレジットカード番号をオンライン入力して決済する場合 □物理的カードをスマートフォンに紐づけて決済(QRコード決済やNFC決済等)する場合」</p>
<p>12 新旧対照表を確認しておりましたところ、基礎特定信用情報から「勤務先の商号又は名称」が削除されるという内容の改正がございました(規則第118条第1項第5号)。 そこで、指定信用情報機関への提供情報(必須)から、「勤務先の商号又は名称」が除かれる理由、および信用調査業務への影響について、ご説明いただけますと幸いです。</p>	<p>「勤務先の商号又は名称」は、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者が申告を受けることにより調査しているのが実態であるところ、当該調査がこれらの事業者の負担となっている。他方、「当該購入者又は当該債務の提供を受ける者を識別することができる事項」として規定されているところ、省令第四十八条第一項のうち、「勤務先の商号又は名称」以外の事項により、購入者又は債務の提供を受ける者を識別することが可能である。 また、「勤務先の商号又は名称」は、これらの者の識別のほかに包括支払可能見込額の調査(割賦販売法第三十条の二第一項本文)における年収申告(省令第四十条第二項本文)の正確性を担保するために必要な情報にはなり得るものの、当該調査において勤務先の商号又は名称の申告を受けることは法令上の義務とされていないことから、任意に勤務先の商号又は名称の申告を受けて、それを登録することや使用することは事業者の判断に委ねられるべきものと考えられる。 以上の理由から、「勤務先の商号又は名称」を削除することとした。</p>
<p>13 (1)登録少額包括信用購入あつせん業者について 登録少額包括信用購入あつせん業者について、取引時確認を含め犯罪収益移転防止法は少額分割払いの提供にあたり適用されないという理解でよいか。</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律は警察庁が所管する法令であることを前提に、以下回答する。 同法第二条第二項第三十九号は、「それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者(役務の提供の事業を営む者)をいう。以下この号において同じ。)から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下「クレジットカード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下「利用者たる顧客」という。))に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者から当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者」を「特定事業者」として規定しており、登録少額包括信用購入あつせん業者は同号の「特定事業者」として同法上の規定が適用されるものと思料する。</p>

<p>14</p>	<p>(2)認定包括信用購入あっせん業者について 1. 規則第61条、規則第62条および規則第62条の2(認定包括信用購入あっせん業者の認定の申請、認定の基準および変更の認定)について、申請から認定まで、又はその変更が生じた場合の変更の認定まで、当局による判断にはどれぐらいの時間を要すると考えているか。 また、認定制度の具体的な運用方法に関して、「不適正・不十分な技術及び情報」とは具体的にどのようなものが想定されているのか。当該適正性・十分性の判断においては、申請者は具体的にどのような情報を提示する必要があるか。(審査をする当局においても、秘匿性・機密性の高い高度な技術の取扱いが発生すると考えられる。) 2. 2019年12月に公表された「割賦販売小委員会報告書」においては、新たな与信審査手法が設置されつつも、与信審査においては引き続き指定信用情報機関の使用義務を課し、段階的に見直しとなっている。この点の見直しのスケジュールや方向性などはどうなっているか。 3. 規則第62条の4(利用者支払可能見込額の算定に関する記録)について、与信審査の技術手法の実施を外部に委託する場合、委託者が認定包括信用購入あっせん業者であり、受託者は受託業務の範囲において委託先の監督に従い法令上必要な措置を実施するという理解でよいのか。(当該受託者自身が当局から直接認定を受けるというものではない、という理解でよいのか。)</p>	<p>1. 前段について、割賦販売法第三十三条第一項に基づく包括信用購入あっせん業者の登録の標準処理期間が60日とされていることを踏まえ、認定包括信用購入あっせん業者の認定及び変更の認定並びに登録少額包括信用購入あっせん業者の登録及び変更の登録に対する標準処理期間を今後公表する。 後段について、「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」において、その具体例等を記載することを予定している。 2. 新法の施行状況を踏まえ、検討する。 3. そのとおり。</p>
<p>15</p>	<p>(3)クレジットカード番号等の適切管理義務の主体の拡充 1. 法第35条16関係では、ECモール事業者・QRコード決済事業者・決済代行業者、特定の加盟店のためにクレジットカード番号等を特定の立替払取扱業者に提供することを業とする者など、新たにクレジットカード番号等の適切管理義務が課される事業者がある。こういった、新たに管理義務を負う規制対象事業者は、登録番号は導入されないという理解でよいのか。 2. 同一法人においてECモール事業とアクワイアラー事業の両方を営んでいる場合のように、複数の条文中に基づいて番号適切管理義務の規制対象となる場合、根拠条文ごとにそれぞれ異なる対応を求められるようなことはあるか。また、複数の条文中の適用にあたっての優先劣後関係など、事業者が実務面で留意すべき事項をお示しいただきたい。</p>	<p>1. そのとおり。 2. 同一法人が新法第35条の16第1項各号のうち、複数の号に該当する場合があります。この場合、該当するそれぞれの号の事業者として、同項に規定する「クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置」を講じなければならず、それぞれの号が優劣関係にあるものではない(もともと、それぞれの号の地位に基づいて行うべき措置が異なる場合があります)。これは、各号の事業者に当該措置を講じる義務が課されるのは、それぞれの号の属性を有することに起因するものであり、仮に当該義務に違反する場合には、どの号の地位に基づく行為から生じた違反であるかを特定して改善命令(新法第35条の17)等が行われることとなる。</p>
<p>16</p>	<p>(4)クレジットカード会社や加盟店の書面交付義務の見直し 規則第55条の2第2項に定める加盟店による紙の書面交付義務の免除について、インターネット上で物・サービスを提供する加盟店では(特に同項イ)、包括信用購入あっせん業者の対応形態は認識し得ないため、書面交付義務の適用の有無が分からないという懸念があるが、どのように考えればよいのか。</p>	<p>加盟店がいわゆるスマートフォン・パソコン完結型サービス(本項番において「完結型サービス」という。)を提供する包括信用購入あっせん業者のクレジットカード番号等のみを利用することができるものとしている場合には、当該加盟店は、購入者等に書面交付請求を受けたとしても書面交付義務を負わないこととなる(新法第三十条の二の三第四項ただし書)。 他方、加盟店が複数の包括信用購入あっせん業者が交付又は付与するクレジットカード番号等を利用することができるものとしている場合は、完結型サービスを提供する事業者及び完結型サービスを提供しない事業者が混在する場合(本項番において「本件場合」という。)があり得る。本件場合には、購入者等が完結型サービスを提供しない事業者のクレジットカード番号等を利用する場合において、購入者等から加盟店が書面交付請求を受けたときには、書面交付義務を負うこととなるため、加盟店が書面交付義務を一切負わないとするのは難しい。もともと、加盟店が包括信用購入あっせん業者と連携すること等により、完結型サービスのみを提供する包括信用購入あっせん業者や完結型サービスを提供することができる場合には、特定した完結型サービスを用いた決済の限度において、書面交付の対応を行わないことが可能となる。</p>
<p>17</p>	<p>(5)加盟店調査事項の見直し 1. 規則第133条の8に定めるクレジットカード番号取扱事業者による加盟店に対する随時調査について、加盟店情報に変更があった場合、これまでは最低年に1回の確認でよいとされていた。改正規則案では、これが「加盟店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により知った事項からみて」変更があった場合となり、アクワイアラーは加盟店情報について常時調査をすべきであるかのようにも読めるが、常にインターネットで加盟店情報を確認等していくことは困難である。加盟店からの申告をベースとして、利用者申告等のトリガーがあった場合に確認をしていくという方法で問題はないと考えるが、どうか。 2. 規則第133条の10に定める加盟店の随時調査の記録作成について、アクワイアラーは加盟店から受領した変更情報を遅滞なく加盟店情報データベース上更新していればよいと考えるが、どうか。また、加盟店からの申告以外の事象により発覚した事項の調査結果(インターネット上で確認できた事項等)を、アクワイアラーは記録しておく必要があるか。</p>	<p>1. 省令第百三十三条の八第一号は、「加盟店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法」により知った事項を機軸として第百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったこと又はその可能性を認識した場合に、当該事項の調査を求めるものであり、上記の方法により常に加盟店情報を確認等することまでを求めるものではない。 2. 前段について、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、省令第百三十三条の八第一号に基づく調査の結果を自社のデータベース等において記録及び保存することで、省令第百三十三条の十第三項の要件を満たすこととなる。 後段について、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、「加盟店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により知った事項からみて、第百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項」に変更があった場合には、これらの事項のうち変更があった事項の調査義務を負い、当該調査を行った結果を省令第百三十三条の十第三項に基づいて記録及び保存しておく必要がある。</p>
<p>18</p>	<p><該当箇所> ・省令第68条の3「法第35条の2の4第1項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。(利用者支払可能見込額の算定義務の例外) ・省令第68条の5「法第35条の2の5ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、第68条の3第1項各号に掲げる場合とする。」「利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合) <意見内容> 法第35条の2の4(利用者支払可能見込額の算定)、法第35条の2の5(利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止)につき、適切与信のためにカード付与の決定を8日後とするなど、支払い可能見込額の算定にあたり期間を設ける規定の追加を希望する。また、利用者からの苦情への適切な対応など利用者保護規定の追加を希望する。 あわせて、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店管理責任の拡充を希望する。 <理由> 当方、自治体の消費生活相談員。 「50万円の契約につき、業者からお金がなくともクレジットカードで支払えばよいといわれ、その日のうちに4枚のクレジットカードを作り、各カードの限度額で決済した。」というように、高額な契約をするために1日の内に何枚もカードを作って支払うが、結局支払えないというトラブル事例が増えている。これらは、契約時にカードの事故情報がなければ、1日で複数のカードの与信が通り、カード付与が簡単になされることが一因といえる。 少額分前後払いサービスは、支払い能力の乏しい消費者でも簡単にカードを作ることができるといって、悪質業者にクレジットカードの利用を悪用されないためには、カード付与に当たり、適切な与信が必須である。 1日で複数枚のカードを作れることで高額な契約が可能となる実態を鑑みて、適切与信のためには、カード付与の決定を8日後とするなど、支払い可能見込額の算定にあたり期間を設ける規定が必要と考える。 また、「簡易迅速な決済を容易にする」趣旨を逆手にとった脱法行為の増加が懸念されることから、利用者からの苦情への適切な対応等利用者保護規定の追加、あわせて、脱法行為の悪質加盟店排除のため、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店管理責任の拡充が必要と考える。</p>	<p>認定包括信用購入あっせん業者によるカード等の交付又は付与について、参考意見として承る。 認定包括信用購入あっせん業者には、以下のとおり、利用者保護に関する規定が適用される。すなわち、認定包括信用購入あっせん業者は、包括信用購入あっせん業者(新法第三十条第一項)であることから、割賦販売法第三十条の五の二が適用される。よって、同条に基づき、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じる義務等が課されることとなる。また、認定包括信用購入あっせん業者は、包括信用購入あっせん業者として営むために、同法第三十一条本文に規定する登録包括信用購入あっせん業者の登録を受ける必要がある。よって、登録包括信用購入あっせん業者として、同法第三十三条第一項第一号により、「包括信用購入あっせん業者の公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制」を整備する必要がある。これを踏まえ、省令第66条には、「利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制」(同条第一項第二号)等を規定している。 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店管理責任の拡充については、参考意見として承る。当該事業者による加盟店の調査等については、引き続き、割賦販売法第百三十三条の十七の八及び省令第百三十三条の五から第百三十三条の十に基づき適切に運用していく。</p>
<p>19</p>	<p>規則第36条第3項1号にいう、「ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるもの」については、例えばスマートフォンの画面をキャプチャし印刷するなど利用者の電子計算機等の端末の画面を印刷可能であれば足り、ダウンロード可能な電子ファイルを提供することまでは要さないという理解でよいのか。</p>	<p>そのとおり。</p>

<p>20</p>	<p>> 割賦販売法施行規則新旧対照表</p> <p>総じて、であるが、各種の書面又は電磁的記録及びその提供媒体については、利用者等の求めに応じ、その求めによる形式での交付・提供がなされるのが、利用者保護のために適切と考える。(電気通信については、その通信において第三者が中間に存在する可能性を疑うべき場合というのもあるので、その他の手段での情報の交付・提供が行われるのが適切な場合もあると考える。)</p> <p>であるので、利用者等が媒体について、事業者側が標準で用いている情報提示手段以外による媒体での提示・提供を求めた場合は、事業者側は、その際に、求めに応じて、法にある他手段での提供も行えるようにしておくべきと考えるが、その事について、本省令又は通知等による解釈の通達で、明らかにするようにしたい。</p> <p>なお、国民としては、電気通信での情報提供は、物理書面での同内容の情報提供も可能な形にしておく、事業者側及び第三者による書面にかかる犯罪行為について、かなりの抵抗力を持つ事になるのではないかと考える。また、それにより、犯罪行為が行われない蓋然性について、相当に高まると考える。実際に、物理書面を情報提供媒体として選ぶ率が1%を切っている様な場合であっても、その提供が可能としている事による公正性の保護は、大したものであると考えられる事から、ペーパーレスや手続きの簡易化・迅速化の流れの中にあっても、国は、基本として、各種の契約等における、情報提示の媒体に、物理書面での提供を求められる事について、保証するようにしていただきたいと考える。</p>	<p>参考意見として承る。なお、新法において、利用者等は、書面交付請求の例外事由に該当しない限り、利用者等が包括信用購入あつせん業者に対して書面交付請求を行うことが可能である(新法第三十条第三項並びに第三十条の二の三第四項及び第六項)。</p>
<p>21</p>	<p>> 割賦販売法施行規則様式新旧対照表</p> <p>…頼むから、法人事業者による申請・届出の場合は、法人の法人番号について、提出させるようにしていただけないだろうか。</p> <p>電子的な、市井及び行政での各種処理が増える場合において、法人番号による事業者の特定容易性・確実性は重要な要素であるはずであるが、それを、経済産業省が阻害してどうするのだ。(経済産業省のうち、貿易経済協力局については、各種の重要・取扱注意・管理必要となる物品の、他国との輸出入についても、法人の法人番号を提出させないようになっている病性があるのであるが(管理対象海産物や各種危険物、薬品、廃棄物、生物など、当方が知る限り全てについてそうである。…頭痛がする。国際秩序をイレギュラーにより乱す算段を整えているように見える(道義的には正しくそうなるはずである。))、商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課、責課もであろうか。日本国民として頭が痛い。公正性の確保のために法人番号の利用が望ましいという事の理解が出来ないのか…?あるいは理解して世界に叛逆しているのか…?)</p> <p>13桁の数字列である法人番号を記載させる事のメリットは、それを記載させない場合のメリットを大きく上回るものであるので、頼むから、経済産業省は、この様な書類において、事業者が法人である場合は法人番号を提出させるようにしていただきたい。</p> <p>様式について、今回改正対象となっているもの及びその他のものも含めて、申請・届出等における、事業者が法人の場合に用いる、法人番号記載欄を、追加していただきたい。</p>	<p>参考意見として承る。</p>
<p>22</p>	<p>・該当箇所 第百三十二条(クレジットカード番号等の適切な管理) 五 クレジットカード番号等を～購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。 ・意見内容 「原則、クレジットカードの電子機器への挿入や裏面の確認等は所有者本人が行うこととし」という文言を入れて欲しいです。 ・理由 新型コロナウイルスの蔓延やクレジットカードの不正利用防止で、殆どの店舗では顧客が自分で挿入していますが、職員が取り上げて裏面のセキュリティコードまで他の顧客に見えるように確認して、職員が差し込みをする店舗があります。不安で仕方が無いので、法整備が必要と感じました。 (通達の発出でも構いません)</p>	<p>「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」及び「クレジットカード等購入あつせん関係業務提供事業者」(いわゆる加盟店)は、新法第三十五条の十六第一項第二号に基づき、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。「クレジットカード番号等をクレジットカード等購入あつせんに係る取引の健全な発達を阻害し、又は利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。」(省令第百三十二条第五号)が求められる。具体的には、従業員が業務上取り扱うクレジットカード番号等を流用して不正使用するような場合を想定している。</p>